

事業報告書

医療法人整理番号		00916	
報告期間		令和7年4月1日	
自		至	
令和8年3月31日			
1 事業報告書の概要			
(1) 名称	医療法人社団千鳥会		
分類①	社団 (出資持分あり)		
分類②	出資額限度法人		
分類③	基金制度不採用		
都道府県	静岡県		
事業所の所在地	静岡県		
市区町村	御殿場市		
町名・番地	大坂57番地の8		
建物名	御殿場かいせい病院		
	従たる事務所の記載はこちら		
(3) 設立認可年月日	平成12年7月3日		
(4) 設立登記年月日	平成12年7月12日		
(5) 理事長の氏名	姓 須田		
	名 高		
役員及び評議員の人数	6		
役員及び評議員	記載はこちら		

2 事業の概要

(1-1) 本来業務 (病院、診療所)	記載はこちら
(1-2) 本来業務 (介護老人保健施設、介護医療院)	記載はこちら
(2) 附帯業務	記載はこちら
(3) 収益業務	記載はこちら
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら
(7) 当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設	記載はこちら
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら
(9) その他	記載はこちら

(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないと。

全ての指定内容について記載しても差し支えない。

当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)



事業報告書			
1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名

事業報告書

1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の

医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

事業報告書

2-(1) 本来業務

(開設する病院、診療所 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数		療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	御殿場かいせい病院		2211210337	静岡県御殿場市大坂57番地の8	一般病床	60	60	0	0	0	0	0

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書

2-(1) 本来業務

(介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書

2-(2) 附常業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
御殿場かいせい病院居宅介護支援センター		静岡県御殿場市大坂57番地の8	現在休止中

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考

事業報告書	
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	
日付	議決又は同意した事項
令和7年5月22日	理事会 令和6年度決算の決定
令和7年5月22日	社員総会 令和6年度決算の決定
令和8年3月26日	社員総会 理事及び監事の専任、令和8年度事業計画及び収支予算の決定 役員報酬の決定
令和8年3月26日	理事会 理事長の選任、令和8年度事業計画及び収支予算の決定
注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないと。	

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	

注)

1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は償還証書の写しの添付に代えても差し支えない。

[illegible]

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
目付	他の法律、通知等において指定された内容
注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。	

2-(9) その他	
目付	記載事項
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

法人名 医療法人社団千鳥会
所在地 静岡県御殿場市大坂57番地の8

※医療法人整理番号 00916

貸借対照表
令和8年3月31日 現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	712,909	I 流動負債	86,373
現金及び預金	547,311	買掛金	15,233
事業未収金	149,200	未払費用	32,305
たな卸資産	11,725	未払法人税等	141
前払費用	2,369	未払消費税等	1,377
その他の流動資産	2,304	預り金	26,952
前払費用		その他の流動負債	10,365
その他の流動資産		未払消費税等	
		前受金	
		預り金	
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
II 固定資産	301,404	II 固定負債	40,675
1 有形固定資産	284,480	長期借入金	40,675
建物	249,901	長期借入金	
構築物	8,394	繰延税金負債	
医療用器械備品	12,633	その他引当金	
その他の器械備品	2,824	その他の固定負債	
車両及び船舶	363		
その他の有形固定資産	10,365		
建設仮勘定			
その他の有形固定資産			
2 無形固定資産	10,031	負債合計	127,048
ソフトウェア	9,911	純資産の部	
その他の無形固定資産	120	科目	金額
その他の無形固定資産		I 出資金	6,000
3 その他の資産	6,893	II 積立金	881,265
有価証券	160	繰越利益積立金	881,265
長期前払費用	537	繰越利益積立金	
繰延税金資産	6,109	その他積立金	
その他の固定資産	87		
役職員等長期貸付金		III 評価・換算差額等	
長期前払費用		その他有価証券評価差額金	
繰延税金資産		繰延ヘッジ損益	
その他の固定資産			
資産合計	1,014,313	純資産合計	887,265
		負債・純資産合計	1,014,313

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団千鳥会
所在地 静岡県御殿場市大坂57番地の8

医療法人整理番号 00916

損 益 計 算 書

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

(単位:千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			961,289 ✓
2 事業費用			
(1) 事業費	1,035,881		
(2) 本部費			1,035,881 ✓
本来業務事業損失			74,592
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
附帯業務事業利益			0
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
収益業務事業利益			0
事業損失			74,592 ✓
II 事業外収益			
受取利息	10		
その他の事業外収益	77,163		77,173 ✓
III 事業外費用			
支払利息	506		
その他の事業外費用	13,782		14,288 ✓
経常損失			11,707
IV 特別利益			
固定資産売却益			
その他の特別利益			0
V 特別損失			
固定資産売却損			
その他の特別損失	5		5
税引前当期純損失			11,712
法人税・住民税及び事業税	143		
法人税等調整額			143
当期純損失			11,855 ✓

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 2

法人名 医療法人社団千鳥会
所在地 静岡県御殿場市大坂57-8

※医療法人整理番号 916

財 産 目 録
(令和 8 年 3 月 31 日現在)

1. 資 産 額 1,014,313 千円
2. 負 債 額 127,048 千円
3. 純 資 産 額 887,265 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	712,909
B 固 定 資 産	301,404
C 資 産 合 計 (A+B)	1,014,313
D 負 債 合 計	127,048
E 純 資 産 (C-D)	887,265

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

法人名 医療法人社団千鳥会

所在地 静岡県御殿場市大坂57-8

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団千鳥会

理事長 須田 嵩 殿

私は、医療法人社団千鳥会の令和 7 会計年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 5 月 18 日

医療法人社団千鳥会

監事 勝池 秋文

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。